

# 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

【浜岡原子力発電所 1号原子炉及び 2号原子炉廃止措置計画  
変更認可申請書の反映による変更等】

令和3年1月26日  
中部電力株式会社

# 1 保安規定変更認可申請内容

本浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書における変更認可内容は以下の通り。

- (1) 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更 (P. 3～5)
- (2) 1, 2 号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (P. 6～10)
- (3) 原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用の変更 (P. 11～13)
- (4) 記載の適正化

(1)～(3) について、次頁より詳細説明する。

# (1) 廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更 (1 / 3)

項目	変更内容	変更理由
第2編 第12条 (対象施設・設備等の供用終了確認)	・供用終了せず要求される機能を維持した上で、汚染の除去工事を実施できる対象設備を「第62条第1項に定める添付-3」から「廃止措置計画で定める性能維持施設に加え、 <b>原子炉圧力容器及び使用済燃料貯蔵プール</b> 」に記載を変更する。	・廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更 (変更の反映に係る評価は別紙参照)

第2段階の原子炉領域周辺設備解体撤去期間中に汚染の除去工事を実施する設備(保安規定 第15条に規定)

施設区分	設備名称	設備の位置付け
原子炉施設の一般構造	希ガスホールドアップ装置建家	性能維持施設
原子炉本体	<b>原子炉圧力容器</b>	性能維持施設 →その他自ら定める設備 (漏えい防止機能)
	炉心支持構造物、スチームドライヤ、気水分離器等	供用終了
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料貯蔵ラック)	供用終了
原子炉冷却系統施設	原子炉再循環系、原子炉冷却材浄化系、余熱除去系	供用終了
放射性廃棄物の廃棄施設	排気筒	供用終了

**(補正申請内容)**  
**使用済燃料貯蔵プールの削除**  
 原子炉圧力容器と同様の考えで「廃止措置計画で定める性能維持施設」から除外したため、汚染の除去工事を実施する可能性のある設備として記載したが、汚染の除去工事を行う予定がないことから、補正にて削除する。

# (1) 廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更 (2 / 3)

項目	変更内容	変更理由
第2編 第23条 (地震又は火災等発生時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3項の※2に記載の「第62条に定める廃止措置対象施設」を「廃止措置計画で定める性能維持施設」に記載を変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更 (変更の反映に係る評価は別紙参照)</li> </ul>
第2編 第61条 (施設管理計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第61条3.(1)に記載の「性能を維持すべき設備」を「性能維持施設」に記載を変更する。</li> </ul>	
第2編 第62条 (廃止措置対象施設の維持管理)  第2編 添付-3 (廃止措置対象施設の維持管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第62条第3項に記載の「廃止措置対象施設」を「性能維持施設」に、第1項に記載されている「添付-3」を「廃止措置計画で定める性能維持施設」に記載を変更する。</li> <li>・添付-3を削除する。</li> </ul>	

# (1) 廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更 (3 / 3)

## 【性能維持施設から見直した設備とその理由】

区分	設備名称	理由
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料取替機 原子炉建家クレーン 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	新燃料及び使用済燃料の搬出を終了しており、審査基準に該当しないと判断したため。
放射性廃棄物の廃棄施設	排気筒	排気口への放出経路変更工事が完了しており、排気筒の維持すべき期間を終了したため。(「排気口」に変更済み)
放射線管理施設	排気筒モニタ	排気口への放出経路変更工事が完了しており、排気筒モニタの維持すべき期間を終了したため。(「排気口モニタ」に変更済み)
解体中に必要なその他の施設 (電源設備)	蓄電池	新燃料及び使用済燃料の搬出終了に加え、商用電源喪失時に建屋内からの退避を想定し非常用照明の電源として維持していたが、作業員の建物外への退避はバッテリー内蔵型誘導灯(蓄電池によらない)により可能であることから、審査基準に該当しないと判断したため。
-	原子炉容器	遮へい効果のため水を張っていたことから、維持管理施設として記載していたが、審査基準の要求を踏まえて整理した結果、該当しないと判断したため。
	圧縮空気系	維持管理の間接系、作業ツールとして維持管理施設に記載していたが、審査基準の要求を踏まえて整理した結果、該当しないと判断したため。
	クレーン設備	

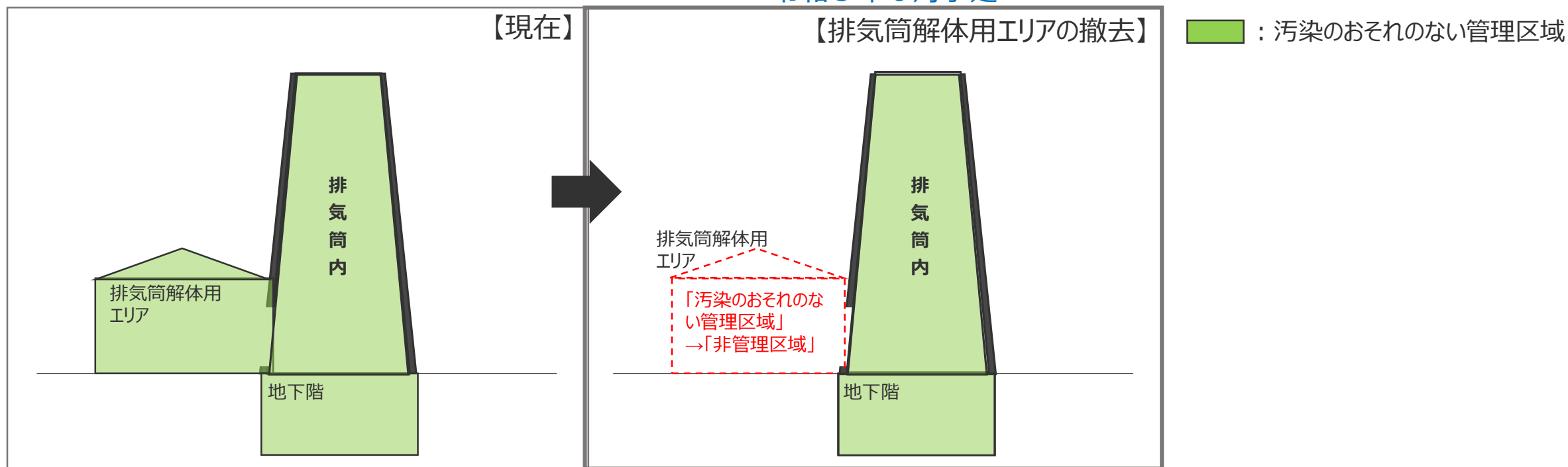
出典：浜岡原子力発電所 1号原子炉及び2号原子炉 廃止措置計画変更認可申請書の概要について 資料1-1-1(令和2年10月27日)

## (2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (1 / 5)

### 排気筒解体用エリアの撤去に伴う管理区域の解除

	内容	第1編	第2編
保安規定の変更箇所	「排気筒解体用エリア」の削除	添付-2 管理区域図1 (管理区域全体図)	
		添付-2 管理区域図7 8 (排気筒解体用エリア)	
施行時期	原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ、排気筒解体用エリアの解体準備が完了し、排気筒解体用エリアの放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日		

令和3年6月予定



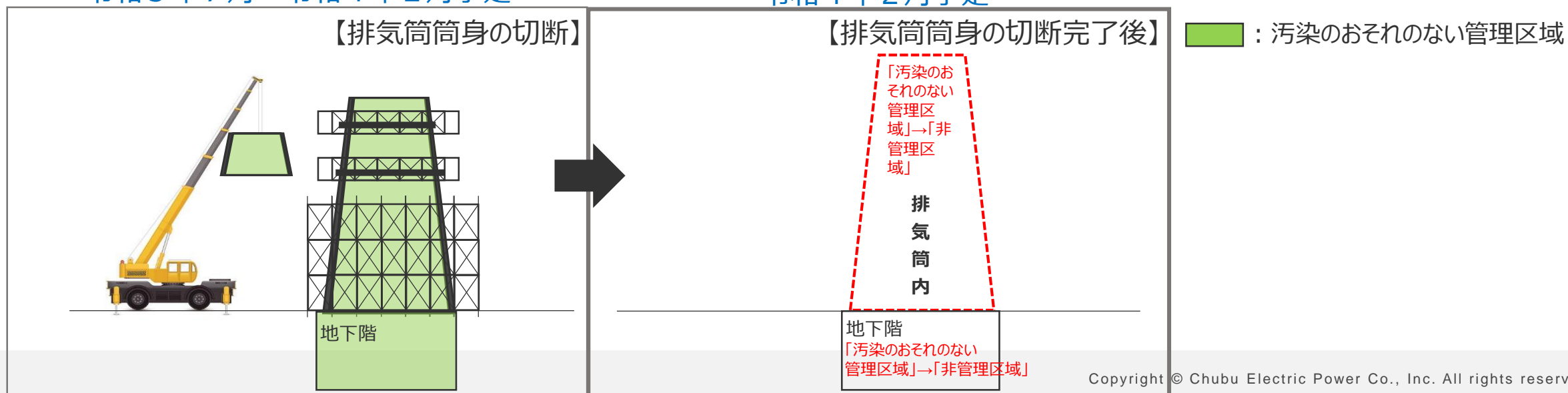
## (2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (2/5)

### 排気筒の撤去に伴う管理区域の解除

	内容	第1編	第2編	
保安規定の変更箇所	「排気筒」の削除	周辺監視区域	第96条 図96	第51条 図51
		周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所	第99条 図99	第54条 図54
		管理区域図 (1号炉希ガスホールドアップ装置建家地下1階, 1階, 2階, 3階, 屋上)	添付-2 管理区域図10	
		保全区域図	添付-3	-
		管理区域図 (管理区域全体図)	添付-2 管理区域図1	
	「管理区域図78」の欠番表示	添付-2 管理区域図内訳		
	管理区域図78 (排気筒解体用エリア) の削除	添付-2		
施行時期	原子力規制委員会の認可を受けた後, かつ, 排気筒筒身の切断が完了し, 放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後, 当社が定める日			

令和3年7月～令和4年2月予定

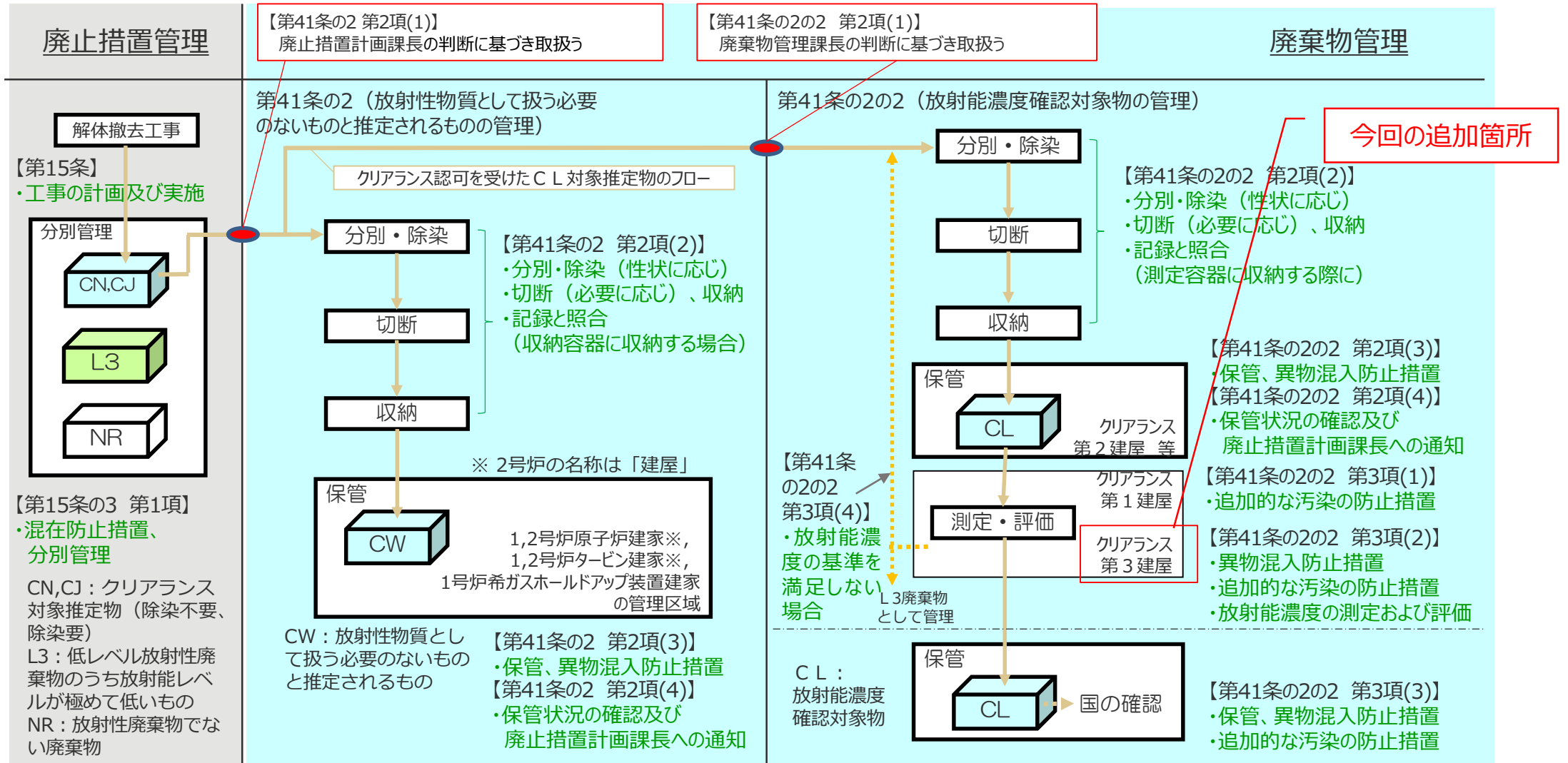
令和4年2月予定



# (2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (3 / 5)

## クリアランス第3建屋の追加に伴う管理区域の設定 (令和3年6月予定)

→ : 主要な業務フロー





## (2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (4 / 5)

項目	変更内容	変更理由
第1編 第96条 第2編 第51条 (周辺監視区域)	・周辺監視区域図(第1編 図96及び第2編 図51)に記載の1, 2号共用排気筒を削除する。	・1, 2号共用排気筒解体工事の進捗により, 排気筒を撤去することから, 削除する。
第1編 第99条 第2編 第54条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)	・周辺監視区域境界付近における空気吸収線量率等の測定場所(第1編 図99及び第2編 図54)に記載の1, 2号共用排気筒を削除する。	・1, 2号共用排気筒解体工事の進捗により, 排気筒を撤去することから, 削除する。
第2編 第55条 (放射線計測器類の管理)	・表55「放射線監視用計測器 エリア放射線モニタ(廃止措置工事課長所管分)」の数量を変更する。 (74台→27台)	・性能維持施設として, 廃止措置計画へ記載した数量(運用最低必要台数)に変更する。

## (2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更 (5 / 5)

項目	変更内容	変更理由
第1編 添付-2 第2編 添付-2 (管理区域図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区域図の排気筒解体用エリア, 排気筒内および希ガスホールドアップ装置建家地下1階の管理区域内における区域区分を「汚染のおそれのない管理区域」から「非管理区域」に変更する。</li> <li>・管理区域図にクリアランス第3建屋を「汚染のおそれのない管理区域」として追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1, 2号共用排気筒解体工事の進捗により, 排気筒解体用エリア, 排気筒を撤去することから, 削除する。</li> <li>・解体工事の進捗により放射能濃度確認対象物の発生量が増加し, 1日で測定できる物量に限りがあることから, 測定装置を増設して測定作業を実施する。これに伴い, クリアランス認可申請に記載の「測定エリア」を増設し, 「汚染のおそれのない管理区域」を設定する必要があることから, 追加する。</li> </ul>
第1編 添付-3 (保全区域図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全区域図の1, 2号共用排気筒を削除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1, 2号共用排気筒解体工事の進捗により, 排気筒を撤去することから, 削除する。</li> </ul>

### (3) 原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用変更 (1 / 3)

項目	変更内容	変更理由
<p>第1編第6条第2項 第2編第6条第2項 (原子力発電保安審議会)</p>	<p>当初申請内容 ・原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）における審議事項に係る運用に関して、「<b>あらかじめ保安審議会</b>で審議の上、<b>別途、所定の手続きにより定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない</b>」旨を規定し、保安規定の軽微な変更については保安審議会の審議事項としない運用に変更する。</p> <p>補正申請内容 当該変更箇所について以下のように表現を変更する。  (補正前) <u>あらかじめ保安審議会</u>で審議の上、<u>別途、所定の手続きにより定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない</u>。  (補正後) <u>あらかじめ保安審議会</u>で審議し、<u>確認した結果に従い定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない</u>。</p>	<p>・審議の余地が無い保安規定の軽微な変更については審議事項としない運用に変更することにより、保安審議会の委員長、委員および関係者の審議のため（会議体開催前の資料確認を含む。）の労力・時間を、他の重要な保安活動に振り向けることにより、原子力安全の達成・維持・向上に寄与することができる。</p> <p>・当初申請では、「<u>あらかじめ保安審議会</u>で審議の上、<u>別途、所定の手続きにより定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない</u>」と記載しているが、「<u>別途、所定の手続きにより</u>」の表現は保安審議会の審議結果とは別に定めることができると誤解を招くことから、適切な表現に修正するため、補正する。</p>

(備考) 第6条第2項(3)及び第7条第2項についても、上記の第6条第2項の表現に合わせ修正(補正)する。  
なお、第6条第2項(3)及び第7条第2項については、表現の整合を図るための修正であり、運用の変更はない。

### (3) 原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用変更 (2 / 3)

#### 第3条5. 5. 4 (抜粋)

原子力本部長は、原子力部長に組織内のコミュニケーションを図るために必要な会議体等及びその目的、構成、付議事項を“内部コミュニケーション手引”に定めさせ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換を行う。

#### 保安審議会において審議不要とできる軽微な事項を定めるプロセス

保安審議会における審議 <運用変更内容の審議・確認>

審議不要とできる保安規定の軽微な変更について、その考え方及び具体的な内容について、保安上問題ないか審議し、確認（委員長及び委員の総意として了承）する。



【内部コミュニケーション手引】の改正手続き <運用変更のルール化>

保安審議会における審議結果（議事録及び審議会資料）に従い、保安審議会の審議事項等について規定しているQ M S 三次文書である【内部コミュニケーション手引】を改正し、ルール化する。

なお、本件に関する「保安審議会における審議」と「内部コミュニケーション手引」の改正手続きは、本保安規定変更認可後に実施する予定である。

### (3) 原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用変更 (3 / 3)

#### < 審議事項としない保安規定の軽微な変更 (案) >

軽微な事項の例	これまでの保安規定変更における具体的な事例
・誤記訂正、様式の変更	今回の変更：第1編第7条における引用する条番号変更の反映漏れ 「原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第106条の2）」 →「原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第106条の6）」
・組織（業務分掌の変更を伴わないもの）の名称変更の反映	第104回変更：令和2年4月1日付分社化に伴う組織再編の反映による調達部署の名称変更 「 <u>ビジネスソリューション・広報センター</u> 」 →「 <u>調達センター</u> 」
・法令改正に伴う引用条項の変更	第89回変更：平成24年6月27日付 原子炉等規制法改正の反映 「 <u>法第37条</u> 第1項の規定に基づき、・・・保安のために必要な措置を定め」 →「 <u>法第43条の3の24</u> 第1項の規定に基づき、・・・保安のために必要な措置を定め」
・保安規定の条項番号の変更（番号の繰り上げ、繰り下げ等）	第105回変更：従前の「第2条の2（安全文化の醸成）」を「第3条（品質マネジメントシステム計画）」に統合したことに伴う従前の「第2条の3」の条番号の繰り上げ 「第2条の <u>3</u> （関係法令及び保安規定の遵守）」 →「第2条の <u>2</u> （関係法令及び保安規定の遵守）」
・上記の他、法令等の改正や上位文書の変更に伴い必然的に反映する事項	今回の変更：令和2年8月13日付 クリアランスに係る規則名称変更の反映 「 <u>製錬事業者等における工場等・・・放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則</u> 」 →「 <u>工場等において用いた資材・・・放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則</u> 」



廃止措置計画変更認可申請書の変更／保安規定第2編への反映箇所

廃止措置計画変更認可申請書（変更後）	保安規定第2編（変更前）	保安規定第2編（変更後（補正後））	反映に係る評価
<p>六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設</p> <p>1 概要</p> <p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下、「性能維持施設」という。）は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</p> <p>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>この設備の機能は、定期的に点検等で確認することとし、また、その結果は適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修又は取替えを行う。</p> <p>これら性能維持施設の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p> <p>[以下、略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>赤線：保安規定変更箇所</p> <p>黄色マーカー：廃止措置計画変更認可申請書・保安規定の関連箇所</p> </div>	<p>（対象施設・設備等の供用終了確認）</p> <p>第12条 廃止措置計画課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。ただし、<u>第62条第1項に定める添付一3に示す要求される機能を維持した上で</u>、汚染の除去工事を実施することができる。</p> <p>（地震又は火災等発生時の対応）</p> <p>第23条 各課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>*1</sup>された場合は、地震の揺れがおさまった後、維持すべき原子炉施設<sup>*2</sup>の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 初期消火活動のため体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 廃止措置工事課長は、第20条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測<sup>*1</sup>された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内の維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：維持すべき原子炉施設とは、<u>第62条に定める廃止措置対象施設</u>をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>（対象施設・設備等の供用終了確認）</p> <p>第12条 廃止措置計画課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認する。ただし、<u>廃止措置計画で定める性能維持施設に加え、原子炉压力容器及び使用済燃料貯蔵プール</u>の機能を維持した上で、汚染の除去工事を実施することができる。</p> <p>（地震又は火災等発生時の対応）</p> <p>第23条 各課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>*1</sup>された場合は、地震の揺れがおさまった後、維持すべき原子炉施設<sup>*2</sup>の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 初期消火活動のため体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 廃止措置工事課長は、第20条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測<sup>*1</sup>された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内の維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：維持すべき原子炉施設とは、<u>廃止措置計画で定める性能維持施設</u>をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「廃止措置計画で定める性能維持施設」については、廃止措置計画に記載の性能維持施設のことであるため、反映は問題ない。</p> <p>・原子炉压力容器は、廃止措置計画の審査基準に従い「廃止措置計画で定める性能維持施設」から除外することとして申請中である。一方、性能維持施設から除外することにより、年度内に計画している汚染の除去工事を実施するためには供用終了の手続きが必要となる。本プロセスの連続性を確保するために、ただし書きの記載とした。</p> <p>なお、原子炉压力容器は、その他自ら定める設備として機能を維持した上で汚染の除去工事を実施する計画であることから、反映は問題ない。</p> <p>・使用済燃料貯蔵プールも原子炉压力容器と同様の考えで「廃止措置計画で定める性能維持施設」から除外したため、汚染の除去工事を実施する可能性のある設備として記載したが、第2段階の原子炉領域周辺設備解体撤去期間中に汚染の除去工事を行う予定がないことから、補正にて削除する。</p> <p>・廃止措置計画で定める性能維持施設の変更に伴い性能維持施設から除外される設備については、廃止措置の進捗や設備改造により機能要求が不要となったものおよび使用の都度対象となるプロセスにて機能を確認するものであり、保安の確保上影響はない。</p>

## 廃止措置計画変更認可申請書の変更／保安規定第2編への反映箇所

廃止措置計画変更認可申請書（変更後）	保安規定第2編（変更前）	保安規定第2編（変更後（補正後））	反映に係る評価
<p>六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設</p> <p>1 概要</p> <p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下、「性能維持施設」という。）は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</p> <p>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>この設備の機能は、定期的に点検等で確認することとし、また、その結果は適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修又は取替えを行う。</p> <p>これら性能維持施設の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第61条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 廃止措置計画で定める性能を維持すべき設備</p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>5. 1 [略]</p> <p>5. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、<u>安全上重要な機器等<sup>※2</sup>のうち第62条に定める廃止措置対象施設の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>[以下、略]</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第61条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 廃止措置計画で定める性能維持施設</p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>5. 1 [略]</p> <p>5. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、<u>廃止措置計画で定める性能維持施設の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※2</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>[以下、略]</p>	<p>・廃止措置計画に記載の性能維持施設のことであるため、反映は問題ない。</p> <p>・廃止措置計画に記載の性能維持施設のことであるため、反映は問題ない。なお、炉規制法の改正により、廃止措置計画本文六に性能維持施設を定めるとなっており、その設備に関して何らかの改造等を行う場合には、廃止措置計画の変更申請となると認識している。</p> <p>よって、性能維持施設の工事においては、廃止措置計画表六の「既許認可どおり」等であることの確認が必要となるため、保安規定に記載している。</p>



## 廃止措置計画変更認可申請書の変更／保安規定第2編への反映箇所

廃止措置計画変更認可申請書（変更後）	保安規定第2編（変更前）	保安規定第2編（変更後（補正後））	反映に係る評価
<p>六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設</p> <p>1 概要</p> <p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下、「性能維持施設」という。）は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</p> <p>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>この設備の機能は、定期的に点検等で確認することとし、また、その結果は適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修又は取替えを行う。</p> <p>これら性能維持施設の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p> <p>2 第2段階の性能維持施設に関する内容</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の安全確保上必要な設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p>性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方は、以下のとおりである。</p> <p>また、具体的な性能維持施設を表6-1、2に示す。</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物については、これらの系統及び機器を撤去するまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(3) 放射線管理施設については、関連する設備の供用終了、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了又は管理区域が解除されるまでの期間、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のため、放射線監視機能、放出管理機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(4) 換気設備については、管理区域が解除されるまでの期間、放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>（廃止措置対象施設の維持管理）</p> <p>第62条 各課長は、次の事項を実施するため、<u>第61条（施設管理計画）に基づき、添付－3に示すとおり保全を行う。</u></p> <p>(1) <u>放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</u></p> <p>(2) <u>供用を終了した放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</u></p> <p>(4) <u>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</u></p> <p>(5) <u>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</u></p> <p>(6) <u>電源設備は、原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</u></p>	<p>（性能維持施設の維持管理）</p> <p>第62条</p>	<p>・第62条の名称は、廃止措置計画に記載の性能維持施設のことであり、反映は問題ない。</p> <p>・廃止措置対象施設の維持管理の基となる考え方を明確化するため、第62条第1項に廃止措置計画本文六の「維持管理するための基本的な考え方」について、また添付－3に廃止措置対象施設の維持管理について記載していたが、現行の保安規定審査基準で要求されていない事項であり削除する。なお、当該の考え方は二次文書に規定しており、今後も、廃止措置の実施にあたってはその考え方に従うことに変更はない。</p> <p>上記のとおり、第1項及び添付－3を削除するが、保安規定審査基準で要求される、発電用原子炉施設の施設管理（施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善）については、第61条に定めているため、削除しても問題はない。</p>



廃止措置計画変更認可申請書の変更／保安規定第2編への反映箇所

廃止措置計画変更認可申請書（変更後）	保安規定第2編（変更前）	保安規定第2編（変更後（補正後））	反映に係る評価
<p>(5) その他の安全確保上必要な設備については、安全確保上必要な期間、それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。</p> <p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合は、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、表6-1、2に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>[以下、略]</p>	<p><u>(7) その他の安全確保上必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</u></p> <p><u>(8) タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</u></p> <p><u>2 廃止措置工事課長は、放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう、系統及び機器の隔離、機器の電源隔離等の適切な措置を講じ、維持管理する。なお、汚染状況の調査等を行う場合は、本措置を一時的に解除することができる。</u></p> <p><u>3 各課長は、廃止措置対象施設内において、運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合、当該工事により廃止措置対象施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。</u></p>	<p>各課長は、廃止措置対象施設内において、運転段階の原子炉施設に係る工事が実施される場合、当該工事により廃止措置計画で定める性能維持施設の維持管理に支障を来さないよう管理する。</p>	<p>・第1項と同様、現行の保安規定審査基準で要求されていない事項であり削除する。なお、第2項の考え方は二次文書に規定しており、今後も、廃止措置を実施するにあたってはその考え方に従うことに変更はない。</p> <p>・第3項の廃止措置対象施設の維持管理の記載は、廃止措置計画の性能維持施設のことであるため、反映は問題ない。</p>